

商店街空き店舗を活用 しての起業を応援します!



後期採択予定
4名

北区内の商店街にある空き店舗を活用して初めて事業を行う起業家で、審査会にて採択された方に対し「家賃補助」と「経営相談」を行います。

商店街のニーズに合った業種での開店の場合、審査上の加点があります。各商店街のニーズ業種については北区ホームページをご確認ください。⇒
(<http://www.city.kita.tokyo.jp/sangyoshinko/akitenpokatuyousien.html>)



家賃補助

店舗賃借料の1/2以内(月額上限5万円以内)
を1年間補助します!

経営相談

中小企業診断士の資格を有する経営アドバイザー
のアドバイスを1年間無料で受けられます!

開店対象期間

令和4年6月1日～令和5年3月31日
※補助対象者の詳細条件については裏面をご確認ください。

申請期限

令和4年11月30日(水)までにご相談の上、
令和4年12月15日(木)までに申請書をご提出ください。

【ご相談・申請書提出先】

北区産業振興課商工係

住所: 北区王子1-11-1北とぴあ11階

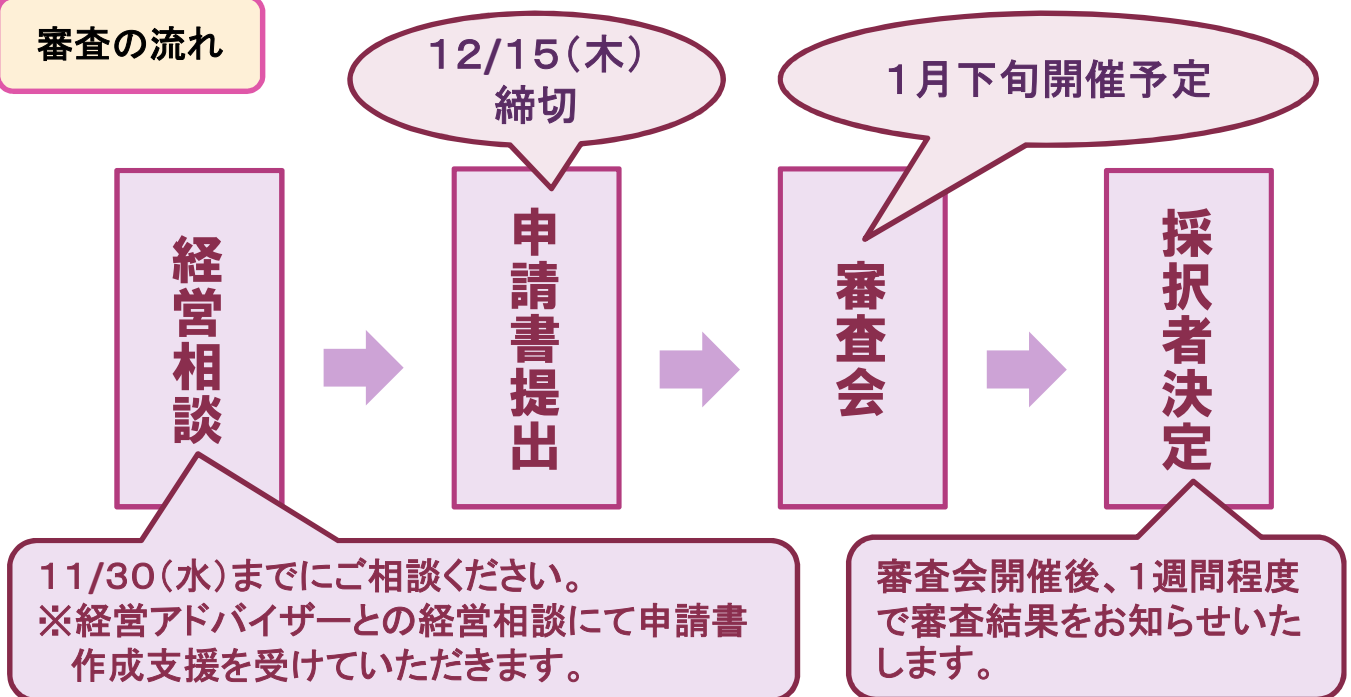
電話: 03-5390-1235

申請要件

以下の全ての要件を満たす個人又は法人がご申請いただけます。

- ① 法人設立届出書若しくは個人事業の開業届出書を提出して1年未満またはこれから提出しようとする個人又は法人
- ② 北区内の商店街にある空き店舗を活用して開店すること
- ③ 令和4年6月1日から令和5年3月31日までの間に開店すること
- ④ 開店後、区内商店会に加盟すること
- ⑤ 他に事業等を営んでいないこと
- ⑥ 次に示す対象外事業でないこと
 - ・地域のにぎわい創出と活性化が期待できない事業（倉庫事業・インターネット販売のみを行うもの等）
 - ・仮設テント又は仮設店舗で行う事業
 - ・社名又は代表者変更によって開店する事業
 - ・ナショナルチェーン、フランチャイズチェーン等の加盟店、支店に所属して行う事業
 - ・その他区長が対象外と判断した事業

審査の流れ



商店街空き店舗のお問合せ

区では、空き店舗活用を推進し、地域商業の活性化を図ることを目的として、以下の区内不動産業団体と「東京都北区における空き店舗活用の推進に関する包括連携協定」を締結しております。

区内商店街の空き店舗をお探しの方は下記いずれかの団体に直接お問合せください。

※必ずご希望の条件の空き店舗があるとは限りませんので予めご了承ください。

公益社団法人東京都宅地建物取引業協会北区支部:03-5390-2202

公益社団法人全日本不動産協会東京都本部城北支部:03-3827-4171